

規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

主として担当する医師の氏名	
従業員の氏名、生年月日、役職及び住所	別紙2のと

様式第六号（一）中

経歴	別紙1のとおり
----	---------

を

主として担当する医師の氏名	
---------------	--

に改め、同様式中別紙二を削り、別紙一を別紙とする。

経歴	別紙のとおり
----	--------

様式第六号（一）中

自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要	別紙2のと
従業員の氏名、生年月日、役職及び住所	別

を

自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要	別紙2
--------------------------	-----

おり	
紙11のとおり	

のとおり

に改め、同様式の別紙十一を削る。

様式第ヤホ (1) 中

調剤のために必要な設備及び施設の概要	
役員 の 氏 名、 生 年 月 日、 役 職 及 び 住 所	

別紙 2 のとおり

別紙 3 のとおり

調剤のために必要な設備及び施設の概要

別紙 2 のとおり

「
」

様式第ヤホ (11) 中

調剤のために必要な設備及び施設の概要	
役員 の 氏 名、 生 年 月 日、 役 職 及 び 住 所	

別紙 2 のとおり

別紙 3 のとおり

調剤のために必要な設備及び施設の概要

別紙 2 のとおり

「
」

様式第ハホ (1) 中

指定訪問看護事業者又は 指定居宅サービス事業者 番号	
役員 の 氏 名、 生 年 月 日、 役 職	別紙の 住所

と
お
り

「
」

「
」

様式第八号 (二) 中

指定訪問看護事業者又は 指定居宅サービス事業者 番号	
役員 の 氏 名、 生 年 月 日、 役 職	別紙の 住所

	とねり

を

「
指定訪問看護事業者又は
指定居宅サービス事業者番号

に改め、同様式の別紙を削る。

--

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。